

作業機械導入支援事業について

趣 旨

宇都宮市では、新規就農者の参入や農業者の経営拡大を促進するとともに、園芸農家の規模拡大及び水稲単一経営から収益性の高い園芸作物の経営との複合化による農業所得の安定化を図るため、園芸作物を生産するための作業機械を実施いたします。

事業の概要

野菜・花き・果樹を生産する作業機械の導入

① 作業機械（播種機、収穫機、園芸用ドローンなど）

- ・ 認定農業者：事業費の3／10以内で、補助金限度額100万円以内
- ・ 認定新規就農者：事業費の1／2以内で、補助金限度額300万円以内（1回限り）
- ・ 営農集団：事業費の3／10以内で、補助金限度額150万円以内

※ パイプハウス整備事業と併用する場合は、認定農業者は合計100万円以内、認定新規就農者は合計300万円以内。

② ドローン免許講習費用 ※ドローンの購入に伴う講習受講に限る

- ・ 講習費用の3／10以内で、補助金限度額9万円以内

事業の対象者

- ・ 市内に住所を有する認定農業者，認定新規就農者，営農集団

採 択 基 準

- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 播種から出荷調整まで（播種，肥培管理，病虫害の防除，収穫，出荷調整）の作業で使用するものであること（アタッチメント含む）。ただし，トラクター等の「耕うん整地」，「調整・加工」業務に係る機械は，補助対象外とする。
- ・ 運搬用トラック，フォークリフト等農業以外に使用可能な汎用性の高いもの及び中古機械は対象外とする。
- ・ 施設園芸：5 a 以上の園芸用施設の新設または増設を伴うこと。
- ・ 露地園芸：経営規模又は経営目標が30 a 以上であること。ただし，認定農業者，営農集団は2割以上の規模拡大であること。

規模拡大部分が全て水田であること，又は加工用トマト，なす，ねぎ，たまねぎ，レタス，さといも，ほうれんそう，ばれいしょ，はくさい，だいこん，スイートコーン，うど，えだまめ，キャベツ，ブロッコリー，にんじん，かんしょ，ズッキーニを作付し

ていること。

- 果樹園芸：経営規模が30a以上であること。ただし，認定農業者，営農集団は2割以上の規模拡大であること。
- 総事業費が50万円以上であること。(複数機械の合計金額)
- 導入する機械は，宇都宮市内の圃場で使用すること。
- 農業用ドローンを導入する場合は，「国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体」の講習を受講すること

お問い合わせ先

宇都宮市経済部農林生産流通課
生産振興グループ

TEL 028-632-2466

FAX 028-639-0618